

議 事 日 程 (第1号)

令和元年5月17日(金) 午前10時開会

- 日程第1 仮議席の指定
日程第2 議長の選挙

議 事 日 程 (第2号)

- 日程第1 議席の指定
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 会期の決定
日程第4 副議長の選挙
日程第5 常任委員会委員の選任
日程第6 議会運営委員会委員の選任
日程第7 浜名学園組合議会議員の選挙
日程第8 浜名湖競艇企業団議会議員の選挙
日程第9 議案第40号 湖西市税条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
日程第10 議案第41号 湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
日程第11 議案第42号 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
日程第12 議案第43号 湖西市介護保険条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
日程第13 議案第44号 湖西市税条例の一部を改正する条例制定について
日程第14 議案第45号 令和元年度湖西市一般会計補正予算(第1号)

○本日の会議に付した事件……………次に掲げるとおり

- 議事日程(第1号)に掲げた日程第1から日程第2
議事日程(第2号)に掲げた日程第1から日程第5
総務経済委員会の閉会中の継続審査
福祉教育委員会の閉会中の継続審査
建設環境委員会の閉会中の継続審査
議事日程(第2号)に掲げた日程第6
議会運営委員会の閉会中の継続審査
議事日程(第2号)に掲げた日程第7から日程第14
議案第46号 湖西市監査委員の選任につき同意を求めることについて

- 出席及び欠席議員.....出席表のとおり
- 説明のため出席した者.....出席表のとおり
- 職務のため議場に出席した事務局職員.....出席表のとおり

○**議会事務局長（松本和彦）** 一般選挙後の最初の議会となりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、中村博行議員が年長議員となりますので、御紹介申し上げます。

中村議員、議長席にお着きください。

〔臨時議長 中村博行君議長席に着く〕

○**臨時議長（中村博行）** 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいま紹介にあずかりました中村博行でございます。

地方自治法第107条の規定により、議長の選挙が終わるまでの間、臨時議長の職務を行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

午前10時00分 開会

○**臨時議長（中村博行）** ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第1回湖西市議会臨時会を開会いたします。

今日は傍聴席へ報道機関が入っております。なお、撮影を許可した者には許可証を交付しておりますので御報告いたします。

ここで市長の挨拶がございます。

〔市長 影山剛士登壇〕

○**市長（影山剛士）** 改めまして、おはようございます。湖西市長の影山剛士です。

元号も平成から令和に変わりました、そして令和の第1回の臨時議会、どうか皆様にも引き続き御指導いただければと思います。メンバーの方々もかわりまして、ここから見える風景も少し変わったような気がいたしますけれども、やはり時代が変わっても変わらないのは、この湖西市が持続可能で発展し続けていく。それが何よりだというふうに思っております。

どこの自治体もそうですけれども、人口減少、そして少子高齢化、それに伴う税収減等々さまざまな課題は抱えています。しかしながら、やはり子供たちの世代まで10年後、20年後、50年後まで、このま

ちが活気あるまちで居続けるために、ぜひ皆様のお力、そして議論を重ねながら、このまちを発展させ続けていきたいと考えております。

今の湖西市の人口は6万人。しかしながら昼間の人口は7万人と、約1万人の昼と夜の人口差があります。結果的に何が起きているかといいますと、いつもこのさまざまな場面でこの図を活用させていただいておりますけれども、GRP、いわゆる地域での総生産は年間で5,700億円以上と、全国1,700の市町村の中で39番目、本当に湖西市が全国でトップクラスでありながら、この湖西市内での資金循環は約2,400億円余りということで、3,300億円、半分以上は所得流出が起きているというのが、このまちの実態です。

少しでも、この昼夜間の人口差を埋めていって、湖西市に住んで、働いていただく。これが何よりだというふうに考えておりますし、ことしの湖西市のキーワードも、職住近接ということで、やはりこのまちで住んで働いていただく。そのための手段として、1つ目で子育てや教育の支援の充実、また2つ目の産業の振興、3つ目として観光・シティプロモーションということを掲げさせていただいております。もちろん、それ以外にも防災・減災対策でありましたり、医療や福祉、道路、環境、臭気対策など、個別の多くの課題はありますが、一つ一つ、バランスをとりながら、また限られた財源の中で何を優先すべきか、これをしっかり、皆様と議論を重ねながら、着実にこのまちの発展につなげていく。ぜひこれからもこの議会の場、さまざまにおきまして、皆様の御指導と御議論をいただければと考えております。何事もそうですが、物事は一人、二人だけでは進みません。私一人の力も限られています。ぜひ市議会の皆様との御議論や御指導、また市の職員の皆様のさらなる御尽力、何よりも市民の皆様からの多くの御意見や御要望、そして御議論を重ねながら、このまちを将来的にも持続可能でさらに発展できる、そして子供たちが湖西市に住んでよかったと、ずっと住み続けていただけるようなまちづくりを行っていきましょう。

これからのこの新しい議会でも、ますますの活発

な御議論と、そして御指導をお願い申し上げて、冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○臨時議長（中村博行） 挨拶は終わりました。

午前10時06分 開議

○臨時議長（中村博行） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

○臨時議長（中村博行） 日程第1 仮議席の指定をいたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○臨時議長（中村博行） 日程第2 議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（中村博行） ただいまの出席議員数は18名です。

投票用紙を職員に配付させます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（中村博行） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中村博行） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（中村博行） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

それでは投票用紙に候補者名の記入をお願いします。

ただいまから投票を行います。

それでは名前を読み上げますので、演壇の投票箱までお進みいただき、投票をお願いします。

〔議会議務局長 氏名点呼→投票〕

○臨時議長（中村博行） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中村博行） 投票漏れなしと認め、議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（中村博行） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番 柴田一雄議員、2番 加藤治司議員を指名いたします。

両名の立ち会いをお願いいたします。立会人の方は書記席までお進みください。

では、開票を始めてください。

〔開 票〕

○臨時議長（中村博行） 立会人の方、御協力ありがとうございました。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票。これは先ほどの出席議員数に符号しております。

有効投票は17票、無効投票が1票。

有効投票のうち、加藤弘己議員が16票、馬場 衛議員が1票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、加藤弘己君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選された加藤弘己君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知をいたします。

加藤弘己君におかれましては、演壇にて御挨拶をお願いいたします。

〔12番 加藤弘己登壇〕

○12番（加藤弘己） 加藤弘己でございます。選挙前は楽観的な気持ちでありましたが、今としては複雑で、楽観するところでそんな状態ではありません。

私の性格は人間的に甘さが目立っていると思います。人を信じ、自分に厳しくありたいと思っております。そして、厳しさと優しさのバランスをとって、議会運営をしていきたいと考えております。

これから、先ほど市長が申されたように、少子高齢化がますます進みます。いたずらに出生数の減少を傍観するのではなく、人口減少対策のグランドデ

ザインを念頭に置かなければならないと思っております。また、社会の転換を促すためには、民間・行政が協力を深めることが大切であり、行政・議会が旗を振ることも大事な時代と認識しております。湖西市が住みよいまちに発展するためのアイデアを出していかなければならないと思っております。そのための出発のときとしたいと思っております。皆様、よろしく御協力お願いいたします。ありがとうございます。

○臨時議長（中村博行） これをもちまして臨時議長の職務を全て終了いたしました。御協力ありがとうございました。

議長交代のため、暫時休憩いたします。

それでは、加藤弘己議長、議長席へお着きをお願いいたします。また、一部議員におかれましては、座席の移動をお願いいたします。

〔議長 加藤弘己君議長席に着く〕

午前10時22分 休憩

午前10時24分 再開

○議長（加藤弘己） ただいま交代いたしました。

休憩を解き、会議を再開いたします。

事務局長から報告事項を申し上げます。

〔議会事務局長 松本和彦登壇〕

○議会事務局長（松本和彦） 議案書の受理について申し上げます。第1回湖西市議会臨時会に市長から提出されました議案は6件です。その内容につきましては、条例の専決処分4件、条例の一部改正1件、令和元年度補正予算1件となっております。以上で報告を終わります。

○議長（加藤弘己） 次に、損害賠償の額の決定及び和解について、消防長から報告がございます。

〔消防長 杉浦昌司登壇〕

○消防長（杉浦昌司） 損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解に関して行いました専決処分について、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

お手元の報告書をごらんいただきたいと思います。存じます。

この損害賠償につきましては、平成31年2月14日

木曜日、午後2時ごろ、ウインバード株式会社敷地内において、水槽つき消防ポンプ車の後部タイヤで、浄化槽マンホールふたを踏み抜き、破損させた物損事故であります。

このたび、損害賠償として23万8,520円を支払うことで示談が成立しましたので、専決処分させていただきました。なお、この費用につきましては、保険で全額補填されるものであります。

事故の詳細でございますが、定期査察のため、ウインバード株式会社に水槽つき消防ポンプ車で出向し、出動態勢を整えるため、敷地内で方向転換をしたところ、運転席側の後部タイヤで浄化槽のマンホールふたを踏み抜き、破損させたものでございます。車両を方向転換させる際に、誘導員を配置し、人物や障害物の確認を行っていたにもかかわらず、事故が発生してしまったということにつきましては、結果としてマンホールふたの有無の確認が不十分であったものと考えております。

今回の事故を受け、再発防止の徹底を全署員へ文書にて指示するとともに、車両誘導する際には、マンホール等の有無にも注意を払い、同様の事故防止の徹底を図ってまいる所存でありますので、御理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（加藤弘己） 報告事項は終わりました。

今後の議事日程は、議案書中記載の議事日程第2号のとおりでございます。

○議長（加藤弘己） 日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席の番号と氏名を事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 朗読いたしましたとおり、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○議長（加藤弘己） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に1番 柴田一雄議員、2番 加

藤治司議員を指名いたします。

○議長（加藤弘己） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○議長（加藤弘己） 日程第4 副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（加藤弘己） ただいまの出席議員数は18人です。

投票用紙を職員から配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（加藤弘己） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（加藤弘己） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

それでは投票用紙に候補者名の記入をお願いいたします。

ただいまから投票を行います。

事務局長に点呼を命じます。

〔議会事務局長 氏名点呼→投票〕

○議長（加藤弘己） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 投票漏れなしと認め、議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（加藤弘己） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番 滝本幸夫議員、4番 三上 元議員を指名いたします。

両名の立ち会いをお願いいたします。立会人の方は書記席までお進みください。お願いします。

では、開票を始めてください。

〔開 票〕

○議長（加藤弘己） 立会人の方、御協力ありがとうございました。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票。これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

有効投票は18票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、竹内祐子君16票、馬場 衛君1票、楠 浩幸君1票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、竹内祐子君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました竹内祐子君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知をいたします。

竹内祐子君におかれましては、演壇にて御挨拶をお願いいたします。

〔13番 竹内祐子登壇〕

○13番（竹内祐子） 皆様の投票のおかげで副議長に選任されました竹内祐子です。議長をしっかりと支えて、より多く市民に開かれた議会を目指して頑張っておりますので、皆様どうぞ御協力をよろしくをお願いいたします。

○議長（加藤弘己） 挨拶は終わりました。

○議長（加藤弘己） 日程第5 常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、総務経済委員会委員に加藤治司君、三上 元君、菅沼 淳君、吉田建二君、神谷里枝さん、二橋益良君の6人を指名いたします。福祉教育委員会委員に柴田一雄君、土屋和幸君、高柳達弥君、竹内祐子さん、荻野利明君、中村博行君の6人を指名します。建設環境委員会委員に滝本幸夫君、福永桂子さん、楠 浩幸君、佐原佳美

さん、加藤弘己、馬場 衛君の6人をそれぞれ指名いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時45分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（加藤弘己） 休憩を解き、会議を再開いたします。

休憩中に常任委員会の委員長、副委員長の互選をしていただきました。

総務経済委員長に吉田建二君、同じく副委員長に菅沼 淳君、福祉教育委員長に高柳達弥君、同じく副委員長に土屋和幸君、建設環境委員長に楠 浩幸君、同じく副委員長に佐原佳美さん、以上のとおり決定いたしましたので御報告いたします。

お諮りいたします。休憩中、各常任委員長から会議規則第108条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。この際、閉会中の継続審査の申し出を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ここで、申出書を配付させます。

〔申出書配付〕

○議長（加藤弘己） それでは、総務経済委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

総務経済委員長から、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（加藤弘己） 次に、福祉教育委員会の閉会

中の継続審査を議題といたします。

福祉教育委員長から、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（加藤弘己） 次に、建設環境委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

建設環境委員長から、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

各常任委員会の閉会中の継続審査を日程に追加いたしましたので、御案内してあります議事日程の日程番号がそれぞれ繰り下がることとなります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（加藤弘己） 日程第9 議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、土屋和幸君、高柳達弥君、楠 浩幸君、吉田建二君、馬場 衛君、二橋益良君の以上6人を議会運営委員会委員に指名いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午後1時34分 休憩

午後1時58分 再開

○議長（加藤弘己） 休憩を解き、会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会の委員長、副委員長の互選をしていただきました。

議会運営委員長に馬場 衛君、同じく副委員長に土屋和幸君、以上のとおり決定しましたので御報告いたします。

お諮りいたします。休憩中、議会運営委員長から会議規則第108条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。この際、閉会中の継続審査の申し出を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ここで、申出書を配付させます。

〔申出書配付〕

○議長（加藤弘己） それでは、議会運営委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

議会運営委員長から、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査を日程に追加いたしましたので、御案内してあります議事日程の日程番号が再度繰り下がることとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤弘己） 日程第11 浜名学園組合議会議員の選挙及び日程第12 浜名湖競艇企業団議会議員の選挙を一括議題といたします。

これより選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、

地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることといたします。

お諮りいたします。指名の方法については、それぞれ議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

これより指名いたします。

浜名学園組合議会議員に、加藤治司君、福永桂子さん、高柳達弥君、竹内祐子さんの以上4人を、浜名湖競艇企業団議会議員に、滝本幸夫君、吉田建二君、竹内祐子さん、中村博行君、二橋益良君の以上5人をそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、ただいま指名いたしました諸君は、それぞれの組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

○議長（加藤弘己） 日程第13 議案第40号 湖西市税条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分承認を求めることについてを議題とします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。どうぞ。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第40号につきまして御説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が、平成31年3

月29日に公布をされたことに伴い、湖西市税条例等の一部を改正する必要が生じたものでございます。

この改正が、平成31年4月1日から施行されるため、市議会を招集するいとまがなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、湖西市税条例等の一部を改正する条例の制定に係る専決処分をさせていただきましたので、御報告をし、御承認をお願いするものでございます。

改正の内容といたしましては、個人市民税の住宅借入金特別控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間の拡充、住宅借入金特別税額控除に係る申告要件の廃止、新規住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者がすべき申告についての規定の整備、軽自動車税の特例を延長する規定の整備が主なものでございます。

詳細につきましては総務部長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 総務部長に補足説明を求めます。総務部長、どうぞ。登壇してお願いします。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） 補足説明をさせていただきます。

議案書は14ページから19ページ、参考資料は3ページからとなります。

なお、議案第40号につきましては、平成31年4月1日施行となっておりますので、元号につきましては全て「平成」で統一をしておりますので、御了承をお願いします。

条例全体にわたって、法改正に伴う字句等の整理を行っております。それ以外の改正点について説明させていただきます。

第1条中、附則第7条の3の2の改正は、租税特別措置法の改正により、個人市民税の住宅借入金特別控除において、平成31年10月1日から平成32年12月31日までに消費税率10%で住宅を取得して入居した場合の控除期間を、平成45年度までの2年間延長することを規定するとともに、納税通知書送達後に申告書を提出した場合でも、住宅借入金特別控除の対象とするものであります。

附則第10条の3の改正は、新築住宅等に対する固定資産税の減額について、高規格堤防の整備に伴う代替家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとする者が申告する場合、従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付すべきことについて規定するものであります。

附則第16条の改正は、平成31年度に実施する初回車両登録から14年を経過した車両に対する軽自動車税の重課について規定するもの、及び平成29年度に実施したグリーン化特例に関する条文を削除するものであります。

第2条の改正は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例であり、税率3%が適用される自家用車両について、当分の間、税率を1%減とするとともに、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例として、平成32年度以降の重課について規定したものであります。

第3条の改正は、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の措置について規定をしたものであります。

附則の第1条は、条例の施行日を平成31年4月1日からとするものであります。

第2条は、市民税に関する経過措置を規定するものであります。

第3条は、固定資産税に関する経過措置を規定するものであります。

第4条は、軽自動車税に関する経過措置を規定するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員

会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第40号について採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） 挙手全員であります。したがって議案第40号は原案のとおり承認されました。

○議長（加藤弘己） 日程第14 議案第41号 湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。どうぞ。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第41号につきまして御説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が、平成31年3月29日に公布をされたことに伴い、湖西市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

この改正が、平成31年4月1日から施行されるため、市議会を招集するいとまがなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分をさせていただきましたので、御報告をし、御承認をお願いするものでございます。

改正の内容は、法改正に伴う項ずれの整備をしたものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項

の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第41号について採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） 挙手全員であります。したがって議案第41号は原案のとおり承認されました。

○議長（加藤弘己） 日程第15 議案第42号 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。どうぞ。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第42号につきまして御説明を申し上げます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が、平成31年3月29日に公布をされたことに伴い、湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

この改正が、平成31年4月1日から施行されるため、市議会を招集するいとまがなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分をさせていただきましたので、御報告をし、御承認をお願いするものでございます。

改正の内容は、地方税法施行令のとおり、基礎課税分の課税限度額を58万円から61万円に引き上げようとするもの及び国民健康保険税の5割軽減世帯及び2割軽減世帯の対象要件を緩和し、対象世帯を拡

大しようとするものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第42号について採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） 挙手全員であります。したがって議案第42号は原案のとおり承認されました。

○議長（加藤弘己） 日程第16 議案第43号 湖西市介護保険条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。市長、どうぞ。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第43号につきまして御説明を申し上げます。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が、平成31年3月29日に公布をされたことに伴い、湖西市介護保険条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

この改正が、平成31年4月1日から施行されるため、市議会を招集するいとまがなかったことから、

地方自治法第179条第1項の規定により、湖西市介護保険条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分をさせていただきましたので、御報告をし、御承認をお願いするものでございます。

条例の改正内容は、第1号被保険者のうち、介護保険料の所得段階が第1段階から第3段階までに該当する低所得者層について、消費税率の引き上げに合わせ、平成31年度及びいわゆる平成でいう32年度の2カ年で保険料を段階的に軽減するという内容となっております。

具体的には、第1段階の保険料年額につきまして、平成30年度は2万7,000円であったものを、平成31年度は2万2,500円、平成でいう32年度は1万8,000円に減額をいたします。第2段階につきましては、平成30年度は3万7,500円であったものを、平成31年度は3万4,500円、平成32年度は3万円に減額をいたします。また、第3段階につきましては、平成30年度は4万5,000円であったものを、平成31年度は4万3,500円、平成32年度は4万2,000円に減額をいたします。

なお、元号の表記につきましては、議案第40号の湖西市税条例等の一部を改正する条例と同様でありますことを申し添えます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第43号について採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） 挙手多数であります。したがって議案第43号は原案のとおり承認されました。

○議長（加藤弘己） 日程第17 議案第44号 湖西市税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。市長、どうぞ。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第44号につきまして御説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が、平成31年3月29日に公布をされたことに伴い、湖西市税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

主な改正の内容は、ふるさと納税制度の見直しによる改正、個人市民税における非課税範囲を単身児童扶養者へ拡大、軽自動車税の環境性能割の特例の新設が主なものでございます。

詳細につきましては総務部長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 総務部長に補足説明を求めます。総務部長、どうぞ。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） 補足説明をさせていただきます。

議案書は25ページから33ページ、参考資料は28ページからとなります。

条例全体にわたって、法改正に伴う字句等の整理を行っております。それ以外の改正点について御説明させていただきます。

第1条の改正は、元号を改める政令が5月1日に施工されたことに伴い、平成の元号を令和に改めるものであります。

第2条の改正は、ふるさと納税制度の見直しに伴い、個人市民税の寄附金税額控除について、特例控除対象となるふるさと納税は、国の基準に適合した

ものとして総務大臣の指定を受けたものを特例控除対象寄附金とする規定を整備するものであります。

第3条中、第36条の2の改正は、法改正に伴い、市民税申告書記載事項の簡素化をするものであります。

第36条の3の2及び第36条の3の3の改正は、個人市民税の非課税対象に前年度の合計所得金額が135万円以下の単身児童扶養者を加えることに伴う、申告書への記載事項の追加等であります。

附則第15条の2及び附則第15条の6の改正は、消費税引き上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した軽自動車に対する軽自動車税環境性能割については、1%引き上げるものであります。

附則第15条の2の2及び附則第16条の2の改正は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について規定するものであり、特例に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等に基づき判断するものとする規定を新設するものであります。

また、軽自動車税の環境性能割の額について、その納付すべき額に不足があることを納期限後に知った場合において、不足が生じた原因が、認定の申請をした者が不正の手段を行ったことにより認定等を取り消されたことによるものであるときは、その認定を申請した者を賦課期日現在における軽自動車の所有者とみなして、本来の環境性能割を適用することとなる規定を新設するものであります。

さらに、この規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、不足額に対し10%を加算した金額となる規定を新設するものであります。

附則第16条の改正は、グリーン化特例に係る法改正に伴い、令和元年度及び令和2年度に、初回車両番号指定を受けた場合の軽自動車税種別割のグリーン化特例を規定するものであります。

第4条中、第24条の改正は、個人市民税の非課税の範囲について、単身児童扶養者を非課税措置の対象へ追加するものであります。

附則第16条の改正は、グリーン化特例に係る法改正に伴い、令和3年度及び令和4年度に初回車両番

号指定を受けた場合の軽自動車税種別割のグリーン化特例を規定するものであり、その対象は電気軽自動車等のみにするものであります。

附則第1条は、それぞれの改正規定の施行日を定めるものであります。

第2条、第3条及び第4条は、市民税に関する経過措置を規定するものであります。

第5条及び第6条は、軽自動車税に関する経過措置を規定するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

失礼しました。訂正をお願いいたします。

先ほど、附則第15条の2及び附則第15条の6の改正は、消費税引き上げに伴う対応として、平成元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した軽自動車に対する軽自動車税環境性能割については、1%引き上げると申しましたが、間違いで、1%引き下げるといふものでありますので、訂正をお願いいたします。失礼いたしました。

たびたび訂正をお願いいたします。

今の附則第15条のところ、令和元年というところを、平成と言ってしまいました。これも訂正をお願いいたします。失礼いたしました。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第44号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） 挙手全員であります。したが

って議案第44号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第18 議案第45号 令和元年度湖西市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

なお、議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長、どうぞ。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第45号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,842万2,000円を増額し、総額を212億8,842万2,000円にしようとするものでございます。

歳入の内容を申し上げますと、固定資産税及び国の風疹の追加的対策事業に伴い実施する事業費に対する衛生費国庫補助金を増額するものでございます。

歳出の内容を申し上げますと、国の風疹の追加的対策事業に伴い、対象者の抗体検査及び抗体陰性者へ予防接種を行うため、通信運搬費、手数料及び委託料を増額するものでございます。

また、元号の表示につきまして、平成31年度予算の元号の表示を令和とするものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第45号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） 挙手全員であります。したがって議案第45号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） ここで、事務局長から報告事項を申し上げます。

〔議会事務局長 松本和彦登壇〕

○議会事務局長（松本和彦） 議案書の受理について報告を申し上げます。市長から追加議案として、人事案件1件が提出されました。以上で報告を終わります。

○議長（加藤弘己） 報告は終わりました。

お諮りいたします。この際、追加議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○議長（加藤弘己） 日程第19 議案第46号 湖西市監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、神谷里枝さんの退席を求めます。

〔17番 神谷里枝退席〕

○議長（加藤弘己） ただいまの出席議員数は17人です。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第46号につきまして御説明を申し上げます。

本年4月29日をもって任期満了となりました議員選出の監査委員の後任として、神谷里枝さんを湖西市監査委員に任命いたしたいと存じます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

本案は、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ございませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、議案第46号は原案のとおり同意することに決しました。

神谷里枝さん、入室してください。

〔17番 神谷里枝復席〕

○議長（加藤弘己） ただいまの出席議員数は18人です。

○議長（加藤弘己） 以上で本会議に付議された議案の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和元年第1回湖西市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時42分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

臨時議長 中 村 博 行

議 長 加 藤 弘 己

署名議員 柴 田 一 雄

署名議員 加 藤 治 司